



Total assist

超保険

ご契約者の皆様へ

このたびは、東京海上日動の生損保一体型保険「超保険」をご契約いただき、まことにありがとうございました。心から厚くお礼申し上げます。

超保険（新総合保険、地震保険）の保険証券*¹をお届けいたしますので、お目通しのうえ、大切に保管ください。

本冊子は、超保険（新総合保険、地震保険）の保険証券*¹の見方についてご説明したものです。内容をご一読くださいますようお願いいたします。

弊社はこれからもお客様の信頼を原点に、安心と安全の提供を通じて、豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献すべく努めてまいります。

どうぞ今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

*¹ 超保険としてご契約いただいた生命保険や保険期間を2年以上*²とする超保険（住まいの保険）の保険証券については、別途送付させていただきます。

*² 「保険契約の自動的な更新等に関する特約（住まいの保険用）」の規定により、保険期間が2年未満となる場合があります。



超保険では損害保険と生命保険をセットでご契約いただけます。

超保険の生命保険部分については、東京海上日動あんしん生命保険株式会社が引受保険会社となります。

■ ご家族情報

ご家族情報

ページ:

次ページ以降の☆が付された事項は、内容の変更が生じた際に、遅滞なく弊社にご連絡をいただく必要がある事項（通知事項）です。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

※申込書等の「自動車に関する補償」における「特約事項区分」(前契約)「後契約」欄の事項、割増引・特約等欄の「一日ドライバー・利用(日数)・事故(件数)」および「補償の始期日(平成25年9月30日以前の場合には)」「前契約の未済の満期日」に記載された事項も、☆が付された事項と引く通知事項です。★補償の始期日(平成21年12月31日以前の場合には)各補償の取扱いが異なりますので、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

※本ページに記載のご家族は、補償を受けられる方の範囲とは異なりますので、各補償における補償を受けられる方の範囲やお支払いする保険金等については、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

3	お名前	契約者との続柄	4
5	ご住所	生年月日 性別	6
7	連絡先 電話番号 E-MAIL E-MAIL (携帯)	携帯電話 FAX番号 明細番号	1
	お名前	契約者との続柄	
	ご住所	生年月日 性別	
	連絡先 電話番号 E-MAIL E-MAIL (携帯)	携帯電話 FAX番号 明細番号	
	お名前	契約者との続柄	
	ご住所	生年月日 性別	
	連絡先 電話番号 E-MAIL E-MAIL (携帯)	携帯電話 FAX番号 明細番号	
	お名前	契約者との続柄	
	ご住所	生年月日 性別	
	連絡先 電話番号 E-MAIL E-MAIL (携帯)	携帯電話 FAX番号 明細番号	
	お名前	契約者との続柄	
	ご住所	生年月日 性別	
	連絡先 電話番号 E-MAIL E-MAIL (携帯)	携帯電話 FAX番号 明細番号	
	お名前	契約者との続柄	
	ご住所	生年月日 性別	
	連絡先 電話番号 E-MAIL E-MAIL (携帯)	携帯電話 FAX番号 明細番号	

1

ご契約者に関する情報が表示されます。

2

ご登録されたご家族(ご契約者を除きます。)に関する情報が表示されます。

ご契約者の他にもご家族をご登録された場合に表示されます。

各項目については③～⑦と同様です。

※本ページに記載のご家族は、補償を受けられる方の範囲とは異なりますので、各補償における補償を受けられる方の範囲やお支払いする保険金等については、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

3 お名前

お名前が表示されます。

4 契約者との続柄

ご契約者との続柄が表示されます。

※戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方については、「親族」と表示されますが、約款においては配偶者として補償の対象に含まれます。ただし、一部のお取扱いには例外がありますので、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

5 ご住所

ご住所が表示されます。

6 生年月日・性別

生年月日(始期日時時点の年齢)・性別が表示されます。

7 連絡先

電話番号・E-MAIL等の連絡先が表示されます。

重要 通知事項について

次ページ以降の補償に関するページにおいて、☆が付された事項は通知事項です(申込書等に☆が付された事項も同じく通知事項です。)。通知事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。詳細は「パンフレット兼重要事項説明書」をご確認ください。

自動車に関する補償

ページ:

住まいに関する補償 自動車に関する補償 携行品・賠償・費用に関する補償 からだに関する補償

保険約款: 証券番号: ●●●●●●●● 明細番号: ●●●●●●

1 保険期間 令和●●年●●月●●日 午後 ●時から 令和●●年●●月●●日 午後 4時まで

2 補償を受けられる方(被保険者)

★記名被保険者	★免許証の種類(色)	免許証の有効期限
携帯電話	☆車両所有者	
上記被保険者及び二つの範囲の方が補償の対象です。詳細は約款にてご確認ください。		

3 ご契約のお車(被保険自動車)

☆用途・車種	☆車台番号	★H V・E V区分
★車名	☆型式	★初度登録年月
★仕様	排気量	車検満了日
☆登録番号	料率クラス	
	☆使用目的	☆A E B装置

4 割引・割増等 *ご契約者が所有かつ使用される自動車のご契約台数が10台未満の場合をノンフリートといいます。

適用料率

5 運転者の条件

運転者の年齢条件	1 本人(記名被保険者)								
	2 上記1の配偶者								
	3 上記1または2の親族								
	4 上記1または2の親族の未婚の子								
	5 上記1,2,3,4以外の方								

6 運転者の範囲

自動車に関する補償「補償の内容」 ○…補償されます。 ×…補償されません。

補償	概要	補償額	保険金額等	特約
賠償に関する補償	対人賠償			
自動車事故で生じた、相手方の損害を補償します。	対物賠償			
ご自身の補償 (記名被保険者のご家族・乗車中の方も補償します)	人身傷害			
さまざまな事故により、死傷された場合の治療費等を補償します。	傷害一時費用保険金			
お車の補償 (ご契約のお車の修理費や諸費用を補償します。)	単独事故			
	車両保険			
	他車との衝突			
	火災・台風・盗難等			
その他特約等				

7 保険料 1回分保険料 年間保険料

1 保険期間

補償の対象となる期間が表示されます。

2 補償を受けられる方(被保険者)

<記名被保険者>

ご契約のお車を主に使用される方(記名被保険者)が表示されます。

<免許証の種類(色)・免許証の有効期限>

申込書等に記名被保険者の運転免許証の種類(色)や、運転免許証の有効期限を記載された場合は、それらの情報が表示されます。

<車両所有者>

ご契約のお車の所有権を有する方(車両所有者)が表示されます。

3 ご契約のお車(被保険自動車)

ご契約のお車が表示されます。

4 割引・割増等

ご契約に適用される等級や事故有係数適用期間、使用目的*¹、割引の名称等が表示されます。

*¹ 二輪自動車・一般原動機付自転車・特定小型原動機付自転車については、申込書等に記載された場合に表示されます。

割引・割増の詳細は「パンフレット兼重要事項説明書」をご確認ください。

5 運転者の条件

ご契約のお車を運転される方の年齢条件や運転される方の範囲の設定にしたい、その内容が表示されます。

6 自動車に関する補償「補償の内容」・その他特約等

お客様のご契約における補償内容(保険金額や特約、車両保険のご契約条件等)が表示されます。補償の対象となる事故については「○」、補償の対象とならない事故については「×」が表示されます。※保険証券上の特約名称は、略称での表示となります。各特約の正式名称は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

7 保険料

1回分保険料や年間保険料が表示されます。

■ 携行品・賠償・費用に関する補償

各補償について、補償を受けられる方(被保険者)の欄が空白の場合は対象となりません。
ご注意ください。

ページ:

住まいに関する補償自動車に関する補償携行品・賠償・費用に関する補償からだに関する補償

保険約款:新総合保険普通保険約款(共通補償条項)証券番号:*****

1

携行品に関する補償「補償の内容」

補償	概要	明細番号	補償を受けられる方(被保険者)・補償の詳細	保険料
携行品損害			本人	1回分 保険料
			保険金額等	年間 保険料

2

賠償責任に関する補償「補償の内容」

補償	概要	明細番号	補償を受けられる方(被保険者)・補償の詳細	保険料
個人賠償責任			本人	1回分 保険料
			保険金額等 その他特約等	年間 保険料
借家人賠償責任			本人	1回分 保険料
			その他特約等	年間 保険料
建物賠償責任			本人	1回分 保険料
			その他特約等	年間 保険料
借家人賠償責任			本人	1回分 保険料
			その他特約等	年間 保険料
建物賠償責任			本人	1回分 保険料
			その他特約等	年間 保険料

3

費用に関する補償「補償の内容」

補償	概要	明細番号	補償を受けられる方(被保険者)・補償の詳細	保険料
弁護士費用			本人	1回分 保険料
			保険金額等	年間 保険料
ホールインワン費用			本人	1回分 保険料
			本人	1回分 保険料
ホールインワン費用			本人	1回分 保険料
			本人	1回分 保険料

1 携行品に関する補償「補償の内容」

携行品に関する補償の補償を受けられる方(被保険者)や補償内容(保険金額や免責金額、保険料等)が表示されます。

<本人>

携行品特約をセットされている場合、ご契約者を「本人」としてご指定いただいたときは「ご契約者と同じ」、ご契約者以外の方を「本人」としてご指定いただいたときはその方のお名前が表示されます。

2 賠償責任に関する補償「補償の内容」

賠償責任に関する補償の補償を受けられる方(被保険者)や補償内容(保険金額や免責金額、保険料等)が表示されます。

<本人>

個人賠償責任補償特約をセットされている場合、ご契約者を「本人」としてご指定いただいたときは「ご契約者と同じ」、ご契約者以外の方を「本人」としてご指定いただいたときは、その方のお名前が表示されます。

借家人賠償責任・修理費用補償特約をセットされている場合、「本人」としてご指定いただいた方(借戸室を借用している方)のお名前が表示されます。

3 費用に関する補償「補償の内容」

費用に関する補償の補償を受けられる方(被保険者)や補償内容(保険金額や保険料等)が表示されます。

<本人>

弁護士費用等補償特約(日常生活・人格権侵害等)をセットされている場合、ご契約者を「本人」としてご指定いただいたときは「ご契約者と同じ」、ご契約者以外の方を「本人」としてご指定いただいたときは、その方のお名前が表示されます。

ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約をセットされている場合、「本人」としてご指定いただいた方のお名前が表示されます。

■ からだに関する補償【傷害定額】

ページ： からだに関する補償【傷害定額】

住まいに関する補償 自動車に関する補償 携行品・賠償・費用に関する補償

保険約款：新総合保険普通保険約款（傷害総合補償条項傷害定額条項） 証券番号：*****

傷害定額「補償内容」

概要：ケガで死亡されたときや後遺障害となられたとき、入院や通院をされたとき等に以下の内容により補償します。

明細番号	保険の対象となる方（被保険者）	保険金額等	補償の詳細 その他特約等	保険料
		死亡		1回分保険料
		後遺障害		年間保険料
		死亡保険金受取人		
		死亡		1回分保険料

1 傷害定額「補償の内容」

からだに関する補償（傷害定額）の保険の対象となる方（被保険者）や補償内容（保険金額や保険料等）が表示されます。

<その他特約等>

お客様のご契約における特約や、入通院支払方式等が表示されます。

入院・通院保険金をご契約の場合には「入通院支払方式：日数払」、一時金払保険金をご契約の場合には「入通院支払方式：一時金払」と表示されます。

※保険証券上の特約名称は、略称での表示となります。各特約の正式名称は、「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。

<死亡保険金受取人>

ご指定いただいた死亡保険金受取人が表示されます。

ご指定いただいていない場合には、「法定相続人」と表示されます。

■ からだに関する補償【収入補償】

ページ： からだに関する補償【収入補償】

住まいに関する補償 自動車に関する補償 携行品・賠償・費用に関する補償

保険約款：新総合保険普通保険約款（傷害総合補償条項収入補償条項） 証券番号：*****

収入補償「補償内容」

概要：所定のケガや病気により就業不能になった場合に補償します。

明細番号	保険の対象となる方（被保険者）	保険金額等	補償の詳細 その他特約等	保険料
				1回分保険料
				年間保険料

2 収入補償「補償の内容」

からだに関する補償（収入補償）の保険の対象となる方（被保険者）や補償内容（保険金額や保険料等）が表示されます。

<その他特約等>

お客様のご契約における特約等が表示されます。

※保険証券上の特約名称は、略称での表示となります。各特約の正式名称は、「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。

■ からだに関する補償【介護補償】

ページ： からだに関する補償【介護補償】

住まいに関する補償 自動車に関する補償 携行品・賠償・費用に関する補償

保険約款：新総合保険普通保険約款（傷害総合補償条項介護補償条項） 証券番号：*****

介護補償「補償内容」

概要：所定の要介護状態になった場合に補償します。

明細番号	保険の対象となる方（被保険者）	保険金額等	補償の詳細 その他特約等	保険料
				1回分保険料
				年間保険料

3 介護補償「補償の内容」

からだに関する補償（介護補償）の保険の対象となる方（被保険者）や補償内容（保険金額や保険料等）が表示されます。

<その他特約等>

お客様のご契約における特約等が表示されます。

※保険証券上の特約名称は、略称での表示となります。各特約の正式名称は、「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。

※からだに関する補償（所得補償）や総合補償条項の場合は、上記と異なる表示となります。ご不明な点等がある場合は、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

■ 保険料控除証明書・ドライバーカード

ページ:

1 保険料控除証明書

<ご注意> この証明書は、東京海上日動火災保険株式会社(新設合併保険)の控除証明書です。年末調整・確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。超保険としてご契約いただいた生命保険や損害保険(住まいの保険)の控除証明書については、別途送付させていただきます。

保険契約者		証券番号	
地震保険料控除証明書		新生命保険料控除制度	
生命保険料控除証明書(介護医療用)		旧生命保険料控除制度	

地震保険料控除証明書	生命保険料控除証明書(介護医療用)	生命保険料控除証明書(一般用)
保険種類	保険種類	保険種類
払込方法	払込方法	払込方法
保険始期	保険始期	保険始期
保険期間	保険期間	保険期間
保険の対象と地震保険金額	被保険者	被保険者
地震保険料	保険料	保険料
控除対象保険料	控除対象保険料	控除対象保険料

上記保険料は、それぞれ地震保険料控除、生命保険料控除の対象であることを証明します。

証明書作成日

東京海上日動火災保険株式会社

2 ドライバーカード

切り取って半分に折り、お使いください。

超保険 自動車事故補償 ドライバーカード 東京海上日動

右記日付以降の、主なご契約内容を表示しております。

契約者氏名

契約者住所

保険種類

証券番号

お車

明細番号

保険期間

年 月 日から 年 月 日午後4時まで

万一事故が起こったら

ケガ人を救助 → 警察へ届出 → 相手の確認

免許証と一緒にご携帯ください

事故受付センター(東京海上日動保険110番)

ロードアシスト (東京海上アシストデスク)

0120-110-894

0120-560-057

発行期間 24時間365日

ロードアシスト(レッカー搬送等) お車のトラブルでお困りの際は、上記ダイヤルへご利用いただけます。事前に上記ダイヤルにご連絡頂くことが条件となります。お客様にて各自に手配されます。お取扱いできかねますのでご注意ください。

万一事故が起こったら

ケガ人を救助 → 警察へ届出 → 相手の確認

免許証と一緒にご携帯ください

■ 裏面

2 超保険アシスト(自動車)

事故現場アシスト	もらい事故アシスト	入院時 選べるアシスト	ロードアシスト
お客様が最も不安な「事故発生から24時間」をしっかりサポートします。	お客様に責任がなく保険会社が示談交渉できない「もらい事故」も安心です。	「事故が起きてから」お客様にお好みの補償をお選びいただけます。	ご契約のお車について、事故や故障時のレッカー搬送、お車のトラブル時の応急対応等を行います。

超保険アシスト(自動車)

事故現場アシスト	もらい事故アシスト	入院時 選べるアシスト	ロードアシスト
お客様が最も不安な「事故発生から24時間」をしっかりサポートします。	お客様に責任がなく保険会社が示談交渉できない「もらい事故」も安心です。	「事故が起きてから」お客様にお好みの補償をお選びいただけます。	ご契約のお車について、事故や故障時のレッカー搬送、お車のトラブル時の応急対応等を行います。

1 保険料控除証明書

保険料控除の対象となる補償がある場合に、保険料控除証明書が添付されます。ミシン目で切り離してお使いください。

年末調整・確定申告等の時期に必要なとなりますので、大切に保管してください。

●地震保険料控除証明書

「住まいに関する補償」において、地震保険をご契約いただいた場合に表示されます。また、「地震危険等上乗せ補償特約」「地震危険等上乗せ担保特約(総合補償条項)」をセットいただいた場合は、その保険料も含めた表示となります。

●生命保険料控除証明書(介護医療用・一般用)

「からだに関する補償(収入補償、介護補償*、所得補償*、疾病定額、人身疾病)」をご契約いただいた場合に表示されます。「からだに関する補償(生命保険)」をご契約いただいた場合には、別途、東京海上日動あんしん生命から生命保険料控除証明書が発行されます。

*本項目においては、介護補償(総合補償条項)を含みます(ただし、傷害のみの補償を除きます。)

○介護医療用 新生命保険料控除制度

保険始期が平成24年1月1日以降の補償について表示されます。

○一般用 旧生命保険料控除制度

保険始期が平成23年12月31日以前の補償について表示されます。

※超保険(住まいの保険)において、地震保険をご契約いただいている場合の地震保険料控除証明書については、別途送付させていただきます。

※保険料控除証明書は、契約単位(証券番号単位)で発行しています。なお、保険料控除の対象となる保険料には「契約者と生計が同一であること(地震保険料控除の場合)」など所定の条件があります。

<ご参考> 生命保険料控除税制改正について

平成24年1月1日以降始期補償に対し「介護医療保険料控除」が新設されました。そのため、生命保険料控除の適用対象が新・旧制度で異なりますのでご注意ください。

控除対象保険料について

1月1日～12月31日までに払込みいただいた保険料が、その年の保険料控除の対象となります(保険料控除証明書の「控除対象保険料」には、その年の払込み予定額が参考表示されます。)。保険料控除証明書には、一部ご契約を除き、控除の対象となる年を表示していますので、その年の保険料控除の申告の際にご使用ください。

12月始期日のご契約に関してご注意いただきたいこと

- (1) 初回保険料の払込みが翌年1月以降となるご契約(12月始期の口座振替のご契約等)の場合は、この保険料控除証明書は今年の保険料控除の申告にご使用できません(「控除対象保険料」には「0円」と表示されます。)。翌年10月にあらためてお送りする保険料控除証明書(はがき)を翌年の保険料控除の申告にご使用ください。
- (2) 12月始期のクレジットカード払・コンビニ払(払込取扱票払)のご契約等で、初回保険料を翌年1月以降に払込みいただく場合、その保険料は翌年の所得から控除することになるため、この保険料控除証明書は今年の保険料控除の申告にご使用できません。翌年の保険料控除の申告までお取り置きのうえ、ご使用ください。

ご契約の途中で地震保険をご契約いただく場合にご注意いただきたいこと

すでに地震保険をご契約いただいている、その保険金額を増額される場合や対象物件を追加される場合にも保険料控除の対象となりますが、自動的に保険料控除証明書が発行されないことがありますので、必要な際にはご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。

2 ドライバーカード

「自動車に関する補償」をご契約いただいた場合にご契約内容と、事故やトラブルの際に必要な連絡先等が表示されます。

裏面には、自動車に関する超保険アシストが掲載されています。

ミシン目で切り離し、半分に折って携帯する等、ご活用ください。

本冊子は、トータルアシスト超保険(新総合保険、地震保険)の保険証券の見方について記載したものです。
詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて東京海上日動
のホームページでご参照いただくか、ご契約の代理店または東京海上日動までご請求ください。
ご不明な点等がある場合には、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 **0120-110-894**

ロードアシスト(東京海上アシスタンス)

 **0120-560-057**

受付時間: 24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶



お問い合わせ先

超保険に関するお問い合わせは

東京海上日動ホームページ

保険に関するお問い合わせや
契約変更手続きのご案内はこちら ▶

www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/



東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp